

知っていますか？ 認可地縁団体制度

認可地縁団体制度とは

集会所や土地などの地域的な共同活動を行うための資産を保有している自治会等が、地方自治法の規程に基づき町長に申請し、認可を受けることで「認可地縁団体」として法人格を持つことができ、自治会等の名義で土地等の財産を登記することが可能となる制度です。

地方自治法の一部が改正され、認可地縁団体制度について次の点が変更になりました。

(1)表決権の行使の電子化（令和3年9月1日～）

認可地縁団体の総会に出席しない構成員が表決するための方法を、書面に代えて、電子メール等とすることができるようになりました。（ただし、規約で定めることや総会での決議が必要です）

(2)認可を受けるための要件の見直し（令和3年11月26日～）

これまで認可地縁団体は、不動産などの資産を保有しているか、保有する予定があることが認可を受けるための要件でしたが、今後は、不

動産等の保有の有無にかかわらず、次のすべてを満たす地縁団は申請により認可を受けることができるようになりました。

- ①地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- ②その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- ③その区域に住所を有するすべての個人が構成員となることのできるものであり、その相当数の人が現に構成員となっていること。
- ④規約を定めていること。

※申請方法等詳しくはお問い合わせください。

☎総務課 人事行政班 ☎0820 (74) 1000



▲カウンセリングの様子

中高一貫カウンセリング
10月に中学校の教諭による、今年度第2回目の連携中学校出身者を対象とした高校一年生へのカウンセリングを実施しました。
高校に入学して半年が経ち、現在の学校生活についてだけでなく、中学校時代の思い出や当時に頑張ったことなどを中学校の先生と話しました。生徒からは「中学生の頃の自分と今の自分の違いに気付くことができ、今後の新たな目標や進路などを考え直すことができた」「また、このような機会がほしい」等の感想がありました。
中学時に経験して得たものを思い出す機会を与え、高校でさらに発展させるねらいも持つ取り組みの中で、生徒はそれぞれの思いを新たにしました。

中高一貫教育だより ④

☎周防大島高校 ☎77・1048

「届けよう、服のチカラ」プロジェクト活動報告

世界の難民問題に対して自分達ができる国際貢献活動として、本校は「届けよう、服のチカラ」プロジェクトに5年前から取り組んでいます。本年度の活動を、11月に行った服の発送をもって終了しました。

生徒が作成したポスターと回収箱を町内の中学校等に設置させていただきました。こちらの「中高一貫教育だより」でも地域の皆さまへご協力をお願いしました。

多くの方々のご協力のおかげで、少子化の進むこの周防大島町で本年度は過去最多の2741着（段ボール23箱分）の服を集めることができました。

皆さまからお寄せいただいた服とまごころは、ユニクロと国連の機関を通じて世界の難民の子ども達に届けさせていただきます。ご協力、ありがとうございました。



▲活動の様子